

## 八尾市空家バンクに係る既存住宅状況調査（インスペクション）補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、八尾市空家バンク制度実施要綱（平成31年2月27日施行。以下「実施要綱」という。）第5条第1項に規定する空家バンク登録台帳に登録をした空家等（以下「登録空家」という。）の既存住宅状況調査（既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号。以下「技術者講習登録規程」という。）第2条第4項に規定する既存住宅状況調査又は既存住宅売買瑕疵保険への加入を目的とした既存住宅現況検査。以下「インスペクション」という。）に要する費用を補助することについて必要な事項を定め、もって八尾市空家バンク制度の利用を促進し、良好な住環境を確保することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 実施要綱第2条第1号に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 実施要綱第2条第2号に規定する所有者等をいう。
- (3) 登録者 実施要綱第2条第5号に規定する登録者をいう。
- (4) インスペクション技術者 技術者講習登録規程第2条第5項に規定する既存住宅状況調査技術者をいう。

### （補助対象物件）

第3条 登録空家のインスペクションに対して交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる登録空家（以下「補助対象物件」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一戸建ての住宅であること。
- (2) インスペクションの結果を公表することについて所有者等の同意があること。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されていること。

### （補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象物件の登録者であって、第6条の規定による補助金の交付の申請時において本市の市税等の滞納をしていない者とする。

### （補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、インスペクション技術者が行うインスペ

クシヨンに要する費用の額又は一戸につき 50,000 円のいずれか低い額とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) インスペクシヨンに要する費用の見積書の写し
- (2) インスペクシヨン技術者が交付を受けた既存住宅状況調査技術者講習修了証明書の写し
- (3) 市税等の納付状況調査及びインスペクシヨンの結果の公表に関する同意書(様式第 2 号)

(補助金の交付決定及び通知)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により、当該申請者に対し通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項に規定する審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第 4 号)により、当該申請者に通知するものとする。

(インスペクシヨンの着手)

第 8 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該通知を受け取った日から、原則として 30 日以内に補助金の交付に係るインスペクシヨン(以下「補助対象インスペクシヨン」という。)に着手するものとし、着手後速やかに着手届(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の辞退)

第 9 条 補助決定者は、補助金の交付の決定を辞退することができる。

2 補助金の交付の決定を辞退する者は、補助金交付決定辞退届(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による提出があったときは、第 7 条第 1 項に規定する補助金の交付の決定は、その効力を失うものとする。

(交付申請の内容の変更)

第 10 条 補助決定者は、第 6 条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付申請内容変更承認申請書(様式第 7 号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認め

たときは、補助金交付決定変更承認通知書（様式第 8 号）により、補助決定者に通知するものとする。

（インスペクションの完了報告）

第 11 条 補助決定者は、補助対象インスペクションの完了後 30 日を経過した日（当該日が本市の定める休日である場合は、その日前の直近の休日でない日）又は第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた年度の 2 月末日（当該日が本市の定める休日である場合は、その日前の直近の休日でない日）のいずれか早い日までに、完了報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象インスペクションに要した費用の支払いに係る領収書の写し

(2) 補助対象インスペクションの結果がわかる書類の写し

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条に規定する報告があったときは、当該報告の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 補助決定者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第 11 号）により、当該通知に定める補助金の確定額を市長に請求するものとする。

2 補助決定者が前項の補助金交付の請求及び受領の権限をインスペクションを行った者に委任した場合は、その委任を受けた者は、補助金交付請求書に補助金の代理受領に係る委任状（様式第 12 号）等の必要書類を添付して提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 14 条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定時に付した交付の条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、補助金返還命令書（様式第 14 号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（指導）

第 17 条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。